ダム建設と漁民の権利　　　　　　　　　　　　　 　1999年8月　熊本一規

**1．漁民はどのような権利を持っているのか**

(1)漁業の一般的分類

　　漁業権漁業(共同、定置、区画)

　　許可漁業

　　自由漁業

(2)漁業権漁業も許可漁業ないし自由漁業

　　共同漁業は自由漁業

　　定置漁業・区画漁業は許可漁業

**2．ダム建設・水面埋立にはどのような手続きが必要か**

(1)公有水面埋立法(大正10年)で決められていること

・事業者に埋立免許を出すには漁業権者等の埋立同意を得なければならない

・工事に着工する前に、漁業権者等に補償するか、着工同意を得なければならない

(2)許可漁業・自由漁業に関しては、公有水面埋立法には何も規定がない

(3)許可漁業・自由漁業を無視して事業を行うことは憲法違反

　　そのため、事業者は漁協を通じて一括して同意を得、また補償を行っている

**3．共同漁業権を強制収用すると事業者が困る**

(1)水系全体の収用は無理

・漁業権は水系全体(上流から下流まで一体として)で免許されているから、収用も全体で

せざるを得ない。そんな強権的なことはできない。

・土地のように分筆して収用することは漁業権に関してはできない。そのような漁業権の変更免許はできないから。

(2)ダムや埋立での共同漁業権の収用事例はない

・土地収用法に基づく漁業権の収用事例はない。

・漁業法に基づく共同漁業権の収用事例は二つ。1952年神戸港、坂出港。いずれも航路・泊地

(3)共同漁業権を収用すると事業者自身が困る事態になる

定置漁業権・区画漁業権が強制収用されると定置漁業・区画漁業はできなくなる(漁業法

9条)。しかし、共同漁業権を収用するとただの自由漁業に戻るから、国民誰もが共同漁

業を営める。

そのため、事業者は、今度は新たに加わった自由漁業者全員から同意をとらなければならなくなる。

・東京湾漁民の事例

　　1962年に漁業権はすべて放棄

五ケ浦漁業組合連合会(自由漁業者の漁業組合の連合会)

　京浜漁業共同組合の設立

　一人の漁民(自由漁業者)が埋立工事をストップさせた

**4．共同漁業権の「漁業権者の同意」は「関係漁民全員の同意」**

・共同漁業権は入会漁業権

・入会漁業権の消滅には、関係漁民全員の同意が必要

・総会決議説のおかしさ

風成事件

唐津の事例

総会決議を必ずあげるようになったのは松山空港事件判決以降のこと

・関係漁民全員の同意は補償金を関係漁民全員がもらうことを通じて得られている

・石川県七尾火力事件

・浜本幸生氏の千頁の本

**5．仮に総会決議説に基づいても総会決議に対抗できる作戦**

(1)

(2)

(3)